

**次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この要領は、次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

**2 業務の概要**

(1) 業務名称

次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

(2) 業務内容

別紙「次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託予定額

委託料上限額	令和5年度	5,000,000円
	令和6年度	2,000,000円
	合計額	<u>7,000,000円</u>

(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出の時点において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和5年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分57「調査・研究」のコード01「調査・分析」の営業種目で登録されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限（令和5年8月7日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

#### 4 選定スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和5年7月24日（月）
質問の受付期間	令和5年7月24日（月）～8月2日（水）
質問に対する回答期限	令和5年8月3日（木）
参加意向申出書提出期間	令和5年7月24日（月）～8月7日（月）
企画提案書の受付期間	令和5年8月9日（水）～8月25日（金）
プレゼンテーション開催通知	令和5年8月28日（月）
プレゼンテーション（評価委員会）	令和5年8月31日（木）予定
選定結果通知	令和5年9月4日（月）

※契約については、9月上旬を予定。

#### 5 プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類：参加意向申出書（様式第1号）1部
- (2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限：令和5年8月7日（月）午後5時まで  
持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
- (4) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

#### 6 質問及びそれに対する回答

- (1) 質問の提出方法
  - ア 提出書類：質問書（様式第2号）
  - イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）
  - ウ 受付期限：令和5年8月2日（水）午後5時まで  
持参による場合の受付は、平日の午前8時半から午後5時まで
  - エ 提出先：山口市こども未来部こども未来課
- (2) 質問に対する回答方法  
質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和5年8月3日（木）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。  
ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

#### 7 企画提案書等の提出要請

- (1) 参加意向申出書提出者について、本実施要領3に規定する参加資格を確認し、その結果を令和5年8月8日（火）に参加意向申出書提出者に通知する。
- (2) 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書

等の提出の要請を行う。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書等提出文書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式3-1～3-10号）

ウ 業務に関する実績（様式第4号）

エ 業務実施体制（様式第5号）

※総括責任者及び業務担当者を配置すること。

オ 会社概要（任意様式）

※パンフレット等でも可。プライバシーマーク認証を受けている場合は、その写しを添付すること。

カ 見積書（任意様式）

※「ニーズ調査業務（令和5年度）」と「計画策定支援業務（令和6年度）」に分けて作成し、業務内容及び人件費等の積算内訳が分かるよう記載すること。

### (2) 書類作成上の留意事項

ア A4判を原則とする。ただし、資料の都合上、部分的にA3判を利用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字については、この限りでない。

ウ 提出書類は、上記（1）のア～カの順番に並べてA4判のフラットファイルに綴じ、インデックスを貼り提出すること。

### (3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

### (4) 提出期限：令和5年8月25日（金）午後5時まで

持参による場合の受付は、平日の午前8時半から午後5時まで

### (5) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

### (6) 提出部数：正本1部、副本11部

### (7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 9 事業者の選定

### (1) プレゼンテーション

ア 実施日時：令和5年8月31日（木）（予定）

※時間及び場所については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所：別途応募者に通知する。

ウ 実施時間：25分以内（提案説明15分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者：3名以内

オ 選定方法

評価委員会は、委託料上限額の範囲内で、別紙「次期山口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務 企画提案書評価基準」に基づき評価した結果、平均60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価委員による多数決により選定する。

評価委員会による評価結果について、審査委員会の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。

審査結果通知は、令和5年9月4日（月）までにプレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

カ その他

企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

## 10 契約の締結

9で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

### 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

### 12 その他留意事項

- (1) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。

- (3) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

### 1 3 所管課（問い合わせ先）

山口市子ども未来部子ども未来課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-4138

FAX 番号：083-934-4147

E-mail：kodomo@city.yamaguchi.lg.jp